

平成20年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成20年12月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

12 番 海老澤 勝 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	渡 邊 千 明 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	塩 田 満 夫 君
総 務 部 長	深 澤 悌 二 君
市 民 生 活 部 長	打 越 正 男 君
福 祉 部 長	岡 野 正 三 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 次 長	植 木 敏 夫 君
会 計 管 理 者	仲 村 新 一 郎 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	高 野 幸 洋
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	高 野 一
主 幹	川 野 輪 良 子
事 務 補	篠 崎 三 枝 子

議 事 日 程 第 4 号

平 成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 ( 金 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告いたします。

ただいまの出席議員は26名であります。本日の欠席議員は、12番海老澤 勝君、23番小  
園江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事  
務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた  
します。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、24番須藤勝雄君、25番竹江 浩君を  
指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を続けます。

9番村上典男君の発言を許可いたします。

9番（村上典男君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせて  
いただきます。

初めに、生活保護費受給の現状とその傾向と対策についてということで質問させていた

だきます。

生活保護法の目的は、日本国憲法第25条に規定をする理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することとされており、生活保護を受けることは、当人にとって屈辱的意識を逃れず、できれば避けたいこととあります。したがって、国民の所得水準が上昇すれば保護率は低下し、下降すれば上昇するという一般的な傾向が認められているのであります。

特に傾向として、1990年代以降は、生活保護世帯数、保護率ともに上昇に転じており、景気の低迷、雇用の構造の変化、所得水準の伸び悩みなどが複合的に作用していると考えられております。

なお、横ばいに転じている保護基準以上に一般世帯の所得水準が下がり、生活保護給付水準は結果として上昇し、対象範囲が拡大していることも保護率上昇の一因となっているのであります。

今後、高い所得水準の上昇を見込めない中で、失業者やフリーターの増加の長期的な影響など、年金、医療といった社会保障制度がほころびを見せた場合、生活保護世帯の増加や生活保護を賄うための財政負担の上昇が懸念されるところであります。

そこで伺いますが、本笠間市において生活保護受給世帯の最近の傾向とその要因について、初めにその受給世帯はどのくらいあるのか、次に生活保護世帯の世帯類型別の割合はどのようになっているのか。合併3年後の推移状況、年度ごとの件数とその増加率、生活保護を受け取る年月はどのくらいの期間になっているのか。

次に、生活保護受給条件と不正受給の有無、またその実態について伺います。

生活保護を不正に受給している人がいるとの指摘を私は受けておりますが、それらについての有無についての認識を伺います。また、その場合の実態はどのようなものがあるのか、把握している範囲でお答えをいただきたいと思っております。

そして、最後、それらに対する取り組みは現在どのように行っているのかを伺います。以上で、まず1問目を終わりたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 9番村上議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生活保護世帯の最近の傾向でございますが、合併当初の平成18年4月からことし8月までの笠間市における受給世帯数を比較してみますと、当初402世帯でしたが、19年8月には422世帯となり、直近のことし8月には441世帯と推移して、毎年約20世帯の増加が見られております。

さらに、世帯の類を見ても、傷害・傷病者世帯が49%、高齢者世帯が39%となっており、これらが全体の9割近くを占めております。また、人口1,000人当たりの保護率

は、合併当初の平成18年4月時点で6.6パーミリ、これは1,000人に対しまして6.6人というものでございます。20年8月現在においては、県平均を1.6パーミリ上回る7.4パーミリとなっております。これは古河市と並び県内4番目の高い保護率となっており、今後しばらくはこの傾向が続くものと考えております。

生活保護の申請に至る要因としましては、世帯主が傷病などで失業したり、高齢により働けなくなっても公的年金等が受給できないなど従来の理由に加え、長引く景気低迷など経済状況の悪化による中高年の雇用機会の減少などに起因するような理由も見受けられるようになってきております。

したがって、保護受給の期間につきましては、一時的な失業などの場合ですと、1、2カ月程度で自立に至る場合もあります。また、無年金の高齢者や重度の心身障害者の世帯だと、何年にも及ぶ場合がございます。

次に、受給条件と不正受給などの実態でございますが、保護の受給要件や基準につきましては、世帯の家族構成や年齢、心身の障害や年金収入の有無などにより国で基準が定められているわけでございますが、権利として保障されることがある反面、義務として守っていただくこともあるため、制度の適用に当たっては、事前に十分な面接を行っております。その上で、他の制度や施策で対応できることであれば、その助言等を行い、生活保護を必要とするような場合であれば、市で作成している「生活保護のしおり」等により制度の内容を理解していただいた上で申請をしていただくよう努めております。

また、以前、他の自治体で問題になった医療機関への通院を装った生活保護費の不正受給など、法律に違反するような悪質な事例はございませんが、被保護者がパチンコに頻繁に出入りするなど、前に申し上げました「受給者が守るべき義務」に反するような行為の情報が寄せられていることがあるのも事実でございます。

福祉事務所としましては、こうした事態を重く受けとめ、11月初旬に、生活保護を受給している全世帯に対し、ギャンブルや過度の飲酒などの受給の義務に反する行為に対し、注意を促す内容を記載した文書を手渡して配付しているところでございます。

当市では、現在、6人の地区担当員が決められており、生活状況把握のため保護を受給している世帯に対し定期的に訪問し、生活の維持向上や世帯の自立に向けた助言指導を行っております。

特に注意が必要と思われる精神疾患などによるギャンブル依存、理解力不足などが見られる世帯に対しましては、訪問により個別指導を続けております。

今後とも、生活保護受給世帯の増加の傾向が続くものと予想され、面接相談を訪れる方も増加するものと考えられます。まずは、こうした保護申請時の相談や保護を開始する際、これまで以上に受給者の義務を初めとした制度の考え方について、生活保護を必要としている方々にご理解を深めていただくことが大切だと考えております。さらに、定期的な注意喚起や個人指導を地道に継続していくことが必要であるかと考えております。

今後とも、自立に向け支援するとともに、生活保護の適正な運営に努めてまいりたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 村上典男君に念のために申しますが、一つずつやっていると3回しか質問できませんので、その点はわかっているでしょうが、よろしく願います。

村上典男君。

9番（村上典男君） 懇切丁寧な回答ありがとうございました。

生活保護については、今、議長から言われましたように3回しかできませんので、これで終わりにいたしますが、要は何を私が一番言いたかったかといいますと、生活保護を受ける受給世帯というのは、日本全体でも増加傾向にあるわけですね。これは景気の低迷やいろいろなものが反映しているわけでございますけれども、しかし、受給世帯が増加する中であって、真に困窮をしている方と、不正を働くやから、言葉はよくありませんが、不正を働く、あるいは先ほど言ったようにルール違反をする方、そういう方というのは、実は世間の人たちは見ているんですね。しかし、その審査をする中で、真に困窮している方々が受給されにくい状況をつくってしまうこともまた表裏一体としてあるわけでございますので、そこのところは慎重かつ真剣に対応していただきたいということを最後に申し述べて、1問目は終わりたいと思います。

次に、不登校児童生徒の現状とその対策についてを2問目としてご質問いたします。

不登校児童の生徒数は、教育機関を含めて関連機関の対策や努力の結果、平成14年度から全国的に人数、出現率においても減少に転じたそうでありますが、平成18年度からは増加に転じ、その傾向は高校生の不登校や中退者も同様との報告がなされております。

最近では、不登校児童生徒が長期間引きこもり、二十歳を超えてニートになっていく一つの要因になることもわかってきたとの報告がされております。この問題は、社会的引きこもりを含め、さまざまな二次的問題を引き起し、年齢層の広がりとともにさまざまな状態の人々が存在し、多様な様相を示していると言われております。

不登校は、学校を30日以上欠席しているという現象であります。その中には児童虐待やいじめ、暴力、高校中退、学習のおくれ、友達や先生との人間関係、子ども自身の心の問題、親子関係、さまざまな問題が含まれております。

不登校問題に対処するときに、学校教育、心理、社会福祉、医学、保育、社会学など広範囲の領域においてさまざまな対応が必要と言われております。しかし、残念ながら一般的には一領域の対応が中心なために、必ずしも効果的でないと指摘もあり、総合的かつ連携的な取り組みへの理解者及び援助者の育成が急務になってきていると言われております。

そこで、本笠間市の不登校児童生徒の現状についてお尋ねいたしますが、初めに、不登校児童生徒の現状、小学校、中学校ではどのようになっているのか。次に、不登校となったその原因はどのようなものがあるのか、わかる範囲内でお願いをいたします。2番目と

して、不登校児童生徒への対応は現在どのように行われているのか。

これを2問目としたいと思います。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） それでは、9番村上典男議員の不登校児童生徒の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

先ほど村上議員の方からありましたように、不登校については、国の方で、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義づけているところです。

毎年、全国調査をしておりますが、本市の平成19年度の状況でございますけれども、小学校で全児童4,500人中9人、中学校全生徒2,386人中74人でありまして、その中でパーセンテージでいきますと、小学校で0.2%、中学校で3.1%ということで、全国平均と比較しまして、小学校で全国では0.34%、中学校で2.91%ということでございますので、小学校では0.1%ほど下回っておりますが、中学校においては0.2%程度全国平均より上回っているという状況でございます。

今年度につきましては、10月31日現在でございますけれども、昨年より小学校では3人、中学校では2人ふえている状況でございます。

不登校の原因でございますが、これはいまだに明確になっていないのが現状でございます。大きく分けますと、いわゆる心の問題に起因する心因性によるものと、なまけなどによるものがあり、最近では、それらが複合されたものも多く見られるようになってまいりました。本市の傾向としまして、心因性によると考えられる不登校児童生徒が多い状況にあるところでございます。

また、中学1年生で不登校になるというケースが全国的に多いということで、教科担任制になることや部活動など、小学校との教育のギャップの大きさにあるのではないかと考えられているところです。

次に、不登校児童生徒への対応でございますが、笠間市におきましては、各学校の取り組みとしまして、不登校児童生徒が在籍する担任を中心にチームを組織していただきまして、該当者や個々に対して事例検討会を開き、対応方針を決定し、状況に応じた家庭訪問や別室登校における個別指導等を継続して実施しているところでございます。

さらに、どうしても登校できない児童生徒に対しましては、適応指導教室を市内に3カ所設置しております。友部地区においては「もくせい教室」、笠間地区については「かしのひろば」、岩間地区につきましては「あたごのひろば」ということで、3カ所設けております。相談活動や学習支援をしながら、学校への復帰を目指した総合的な支援をしているところでございます。

また、中学校にはスクールカウンセラーを配置していただきまして、相談活動により不登校の未然防止に努めておりますとともに、市の心の教室相談員を全中学校に配置いたし

まして、生徒の悩みやストレス等の解消に当たっているところでございます。

不登校の課題と今後の取り組みということでございますけれども、不登校児童生徒の特徴として、コミュニケーション能力の不足や基本的な生活学習が確立されていないこと、さらに、いわゆる我慢する力、耐性の欠如などが多く見られることから、幼児期からこれらを育成することが大切と考えられております。

市としましても、これまでのようにスクールカウンセラーや心の教室相談員を引き続き配置しまして、相談活動を充実させるとともに、家庭教育学級事業等によりまして家庭での教育力を高めるとともに、学校と家庭がより一層連携を密にしまして、不登校児童生徒が生じない環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、小、中の連携を密にし、中学校の体験学習を取り入れるなどして、これまで以上に小学校から中学校への円滑な接続ができるようにしてまいりたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） ありがとうございます。

不登校児童生徒の増加という問題は、私は職業上植物を扱っておりますけれども、こういう言い方非常におかしいんですが、植物の世界では、100の種をまくと大体98ぐらいいか出ないんですね。2%ぐらいいは芽が出ないんですよ。ところが、98、芽が出ても、その98が全部成長するかというと、それは管理者によって全部成長するんですね。場合によっては、乱暴な人は間引きをして捨てたりしますけれども、基本的には芽が出れば、要するにこの世に生まれてくれば、必ずや丁寧に育てれば成長するんですよ。それが植物の世界なんですね。しかし、動物の世界においても植物の世界においても、これは基本的には一緒ですから、この世に生まれてきて、笠間市の一市民となった子どもたちがきちんと成長できるように、懇切丁寧にやっていただければなど。

先ほど一般的な話をしましたけれども、一領域の対応だけでは難しいと言われているそうでございますので、その辺のところは、できれば年次計画をもって不登校児童生徒ゼロを目指してご尽力いただければなと思っております。

やはり不登校児童生徒やなんかがふえてきますと、将来の笠間市にとって決していいことではありませんので、そこのところは、教育長、大変でも力を入れていただきたいなと思っております。

不登校児童生徒については終わりにいたしますが、3問目です。

最後に、菊まつりの大菊についてご質問をいたします。

ことしで第101回となる笠間の菊まつりも、盛況のうちに幕を閉じました。この菊まつりが、日本で最古の菊の祭典であるということは、笠間といたら菊、菊といたら笠間と言われるゆえんでもあるのであります。

特に、日本を代表する華道家からの問い合わせ、華道家というの華の道の先生ですね。華道家からの問い合わせや協力依頼などが、実は私どもにも寄せられておりまして、菊と



いったら笠間だと、笠間の菊を何とか世に知らしめたいというような申し出が私どもにございました。この笠間の菊を100年以上にわたって支えてきた先人、あるいはそういう方々に感謝と敬意を払うものであります。

しかし、それらを支えている職員や栽培現場での実態など意外と知られておらず、これからの100年を考えたときに、この伝統を絶やすことなく、さらに活性化をしていく方策を見出すときに来ていると考え、この笠間の菊をさらに活用し、今後の笠間市の飛躍につなげていただきたいとの思いから質問するものであります。

まず、初めに、笠間のこの大菊の利活用の現状と果たしているPR効果について伺います。

次に、今の栽培環境の現状と、さらなる品質の向上対策について何かあるのか、お伺いをいたします。

3番目として、この100年続いた笠間の大菊の技術の継承の担い手の現状と対策はどのようなになっているの。

そして、最後にですが、第55回太宰府天満宮の菊まつりに学ぶ民間力活用についてということなのですが、ここは私の思いとしてお話し申し上げますが、先日、議会の委員会の研修で、太宰府天満宮に行ってまいりました。そこには数千鉢に及ぶ菊が、市内いろいろな団体から持ち込まれた菊の品評会がされていたわけでありまして。そこには農水大臣賞や天皇賞、あるいは知事賞とか市長賞とかいろいろな賞が付いて、品評型の展示をしてあったわけですが、これから笠間の菊をさらに飛躍をさせていく中で、また財政が厳しい中で、どうやって折り合いをつけながらその菊の活用をしていくかということを考えてきたときに、やはり民間の力というのにも必要になってくるのかなと思うわけでありまして。

そこで、農水大臣や天皇賞などを拝受できるような品評会型、民間参加型のそういう菊まつりというものを提唱したらどうかと、あわせて思うわけでありまして。

また、農水省が提唱しているものの中に、個人育種の普及というのがございます。個人育種というのは、実は九州に非常に個人育種家が多いんですが、花の品種改良を個人で行っている方々ということでありまして。大半については種苗メーカーが品種改良を行うのでありますが、ヨーロッパやアメリカ、日本の一部にも個人の品種改良している方々がおります。そういう方々の啓発というのものも、この菊まつりにうまく活用していければ、この笠間の菊まつりというのがさらに発展していくのかなと思うわけでありまして。今のは私の思いでありまして、さきの3点の質問のご回答をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） それでは、村上議員の菊まつりの大菊についての質問にお答えいたします。

初めに、笠間の大菊の利活用と現状、果たしているPR効果についてでございますが、市では、市の菊栽培所におきまして、大菊、中菊等の立ち菊を初め、けんがい等を約

1,800から1,900鉢栽培しております。

これらの菊は、市内においては、菊まつりのメイン会場である稲荷神社周辺の商店街や工芸の丘、市庁舎、駅前等、主な観光拠点施設及び公共施設を中心に市内を菊一色に装飾し、観光客の方々に潤いと安らぎを与えております。また、市外においては、神社と連携しまして、首都圏や県の関係施設、新聞社及びＪＲでは水戸、小山、上野の各駅、高速道路では友部、守谷、笠間西インター等の装飾展示をしております。さらに、華道家である假屋崎氏が東京で実施しておりますフラワーショーに笠間の菊として提供し、ＰＲに努め、誘客を図っております。地域経済への波及効果、さらには市のイメージアップ効果は多大なものがあると考えております。

続きまして、今の栽培環境の現状とさらなる品質の向上対策についてでございますが、菊栽培所は、以前の場所が手狭になり、昭和63年に現在の位置に移転しました。敷地面積は25アールで、周りを山林で囲まれており、現在の栽培においては、規模的には問題なく、菊栽培を行うに当たりまして、日照や水の確保、風害等を予防する上では大きな問題は無いと考えております。

品質向上対策についてでございますが、毎年良好な菊を栽培するには、特に日々の管理が重要であり、良好な菊を提供することは難しいことでもあります。毎年、計画的な栽培ができておりますが、天候によっては、病気が入り、作柄に影響が出る場合があります。

技術の継承、担い手の現状と対策についてですが、栽培を担当している市の職員2人、嘱託職員が1人で、常勤3人の体制で、嘱託職員は菊づくりのベテランでございます。市の職員2人が技術を受け継いでいる状況でございます。さらに、今後、市内には菊を専門的に栽培している方々がございますので、連携や技術交流により技術の向上を図っていききたいと考えております。

また、現在、市民を対象にした菊栽培講習会を毎年6回開催しておりますが、今後、一層の講習会への参加者の拡大により、市民菊花展の充実を図っていききたいと考えております。

次に、太宰府天満宮の菊まつりに学ぶ民間活力についてですが、太宰府天満宮の菊まつりは、菊愛好会による菊花展が行われており、福岡県を初め、佐賀県、長崎県、熊本県等の愛好者が、力作を、本殿前を初め、回廊、展示広場に献花展示していると聞いております。全国各地の菊まつり等の情報を収集しまして、参考にしたいと考えております。

一方、笠間稲荷神社では菊人形展を開催しており、他の祭りとは一味違う笠間の菊まつりの特徴的な催事となっております。また、本年はNHK大河ドラマ「篤姫」をテーマに実施しまして、大変好評を得ました。

また、菊花展も開催しており、千輪咲き、大けんがい、菊の盆栽、立ち菊、創作菊など約5,000鉢が境内全域に展示され、これらの菊は稲荷神社の農園部で栽培したものと、県内外の菊の愛好会の方々により提供されたものでございます。

現在の菊まつりは、ご説明したとおり市民参加の菊まつりを目指しており、昨年から市内の小、中、養護学校の児童生徒が栽培をした菊を市内の公共施設や菊まつりの会場に展示するなどの取り組みを始めております。

今後でございますが、ただいま提案がございました菊栽培環境の見直し、さらには品評会型、民間参加型の菊栽培の普及、そして農水省が提唱している個人育種の普及、これらの課題を笠間の菊まつり連絡協議会を核に市民参加型をさらに発展拡大をさせながら、関係団体や協賛企業と連携を深めて進めていきたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君の質問を終わります。

次に、8番西山 猛君の質問を許可いたします。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛です。

通告順に質問をしたいと思っております。

1、行政改革「かさま判」を問う。

（1）行政改革を推進しているであろう市政運営について、今、現時点での改革実行による最大の成果とは何か、お尋ねいたします。

（2）として、国の出先機関と地方自治体の仕事为重なる、いわゆる二重行政の弊害を大別して、議会と市民にわかりやすく、それぞれの説明責任下で答弁をお願いしたいと思います。

三つ目が、国家公務員33万人のうち、21万人が配置されている国の地方組織による所管事務及び権限の移譲について、現状維持を固持している国のあり方に対して、我が市笠間の利害得失とは何か、お尋ねいたします。

この点については、この通告が12月3日ということで、きょうは12日ですが、12月9日付の読売新聞なんですが、出先の3万5,000人削減という、これは調査機関なんですが、推進委員会なんですが、その指針が出ております。出先機関の職員約3万5,000人の削減を目指すということで、目標でございますが、出ていることを申し添えておきます。

2番目、道路行政の実態について。

（1）として、道路及び河川について、県と市の区分を実例を含めて明らかにしてもらい、現在、予算執行上、行政区分によって優先順位による建設事業などが履行できないという案件はあるか伺う。県と市の狭間になってしまうような部分があるかということです。

（2）として、市内主要道路の整備状況について、3地域別に合併後の推移を予算額を含めて説明をお願いしたい。1市2町が合併してでき上がった現在の笠間市の合併直後から現在に至るまで、予算と道路の整備状況、これをわかりやすくお願いしたいと思います。路線名とか、あんまり気にしないでください。

それから、3番目、公有地の利活用と道路整備についてということで、特に急務と思料できる事業はあるかお尋ねいたします。その際、民地の買収を避けて公有地の負担を優先した上での道路整備は可能であるか伺う。公有地を利用した道路整備が可能であるか伺う。

これは2回目の質問で具体的に場所とその内容というか、ご質問しますので、お答えいただければと。これ、もしかしたら市長の範囲かもしれませんが、よろしくお願いします。

3番目、環境整備の推進と地域づくりについてということで、森林湖沼環境税ということで、これは既に今回の一般質問の中でも取り上げられております。この導入により、各方面、各所において同税の効果が期待できるところでありますが、制度上、同税が及ぼす地域住民に対する行政不信について市担当者は理解しているか伺う。これは下水道、農業集落排水の件が主かと思うので、よろしくお願いしますと思います。

2番目、同税は市民活動を推進する目的が含まれているんですね。笠間市の地域性や地域の成り立ちなどをかんがえた場合、特に必要性の高い案件、内容はあるか、お尋ねいたします。

以上、ちょっと詳細になってしまうんですが、わかりやすく答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員のご質問にお答えをいたします。

現時点での行政改革実行による最大の成果は何かということでございますが、まず初めに、私の行政改革に対する考えを述べさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、地方自治体を取り巻く環境は、国の危機的な財政状況や少子高齢化、企業の国際的な競争の激化や経済不況など、今後もますます厳しくなるものと思われております。

そうした中で、合併前の旧3市町においても、それぞれ行財政改革を実施し、成果を上げてきたところであり、さらに旧3市町は、市民サービスの向上と基礎自治体の規模、能力の拡大により、簡素で効率的、効果的な地方行政体制の整備を図るため合併をしたわけでございます。合併をすることにより質の高い市民サービスを維持することができる基盤を構築すること、すなわち新しい自治体をつくり上げていくことが最大の行財政改革であると考えております。

今後も、この英断をとめることなく、現在の社会情勢に対応するため、引き続き行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市が19年3月に策定しました笠間市行財政改革大綱とその実施計画は、行政の資源である人材や財源を効果的に再配分するための見直しの方法を定め、簡素で効率的、効果的な行政を実現し、市の目標である笠間市総合計画を実現するためのものであります。行財政改革を実施することにより、総合計画に定めた各種施策の実施による市民満足度の向上や重点事業を実施するための健全な財政運営及び組織体制の確立に結びついていることが最大の成果だと考えております。

なお、行財政改革大綱実施計画における実績としては、一つに組織機構の継続的な見直

し、二つ目に人事評価制度の導入実施、三つ目に事務事業の見直し等がございます。

また、財源的な面といたしましては、平成17年度の合併前の3市町と比較して、19年度の実績として、定員管理と給与の適正化で1億8,900万円が最も大きなものでございます。そのほか、笠間市が市として直接的に取り組んだわけではなく、議会並びに農業委員会等が自主解散や定数の削減等によりまして2億7,000万円ほどの削減がございました。

次に、二重行政につきましての件でございますが、今言われている二重行政につきましては、地方分権改革推進委員会で議論され、指摘されているように、例えば同じ地域の道路や河川等の管理に国と県の役割が重複しており、予算や人員がそれぞれ配分されている構成が効率的、効果的な行政を行うときの弊害として言われております。

指摘されている理由といたしましては、まず国の出先機関は、施策の有効性や効果等について住民から直接評価を受けることなく、住民意思からかけ離れたところで運営されているということです。また、出先機関の事務についても、議会で議論されていることがなく、住民監査請求制度等の仕組みも欠いており、住民から見てその行政運営の透明性が確保されているとは言いがたい状況でございます。

次に、中央にある各省庁では、全国に散らばる出先機関を隅々までは監督できず、内部統制すら不十分であるとされています。最近の官製談合等の不祥事や事故米の処理に見られるような非常識な事務処理が次々と明るみに出ており、これらはこうした構造的な欠陥に起因する面もあるとされています。

このようなことから、国の出先機関があることによって、国、地方の権限が重複し、地方との二重行政の原因となっており、人や施設、経費のむだが生じて、出先機関に関しては、住民の負担である税金の浪費につながっているとされております。

私としましては、地域に住む住民がみずからの意思によって行政施策を決定していくことが適切な住民サービスの提供につながるものと考えております。

次に、国の地方組織による所管事務及び権限の移譲について、現状維持を固持している国のあり方に対して我が笠間市の利害得失とは何かということについてでございます。

我が国の国際的地位や役割が年々高まってきており、外交、安全保障、経済摩擦などさまざまな面で、国の持つ役割はその重要性を急速に増してきております。一方で、権限、財源、人間、情報を中央に過度に集中させるこれまでの中央主導の画一行政では、地域的な諸条件や多様な住民ニーズに的確に対応できなくなりつつあります。国の責任で行う事務、県の責任で広域的に行う事務、市町村の責任で地域の実態を考えて進める事務をはっきりさせる必要があり、国、地方の役割分担の見直しが求められております。

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画、決定、実施を一貫してできる限り地方自治体にゆだねることが基本であります。国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みであります。

見直しの内容としては、国の役割としては、小さな政府を目指し、国家としての存立に

直接かかわる事務、都道府県の役割としては、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務、その規模または能力において市町村が処理することが適当でない事務、市町村の役割として、地域住民に密接に関する事務としております。

笠間市としては、地方分権を進める中で市民サービスの向上が図られると思われる仕組みに移行する権限移譲については当然推進すべきことと考え、茨城県のまちづくり特例市の制度や県の事務特例条例の適用を受けております。

私としては、市民サービスの向上のために地方分権改革を進めるべきと考えており、現在検討されている事務権限の移譲にあっては、それに見合った財源を移すことが基本であり、権限と同時に財源も移譲されることが必要であります。現在議論されている中では、財源の移譲については明確にされておられませんので、地方自治体の利害得失となる可能性があります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、西山議員の道路行政の実態についてお答えをしたいと思います。

まず、初めに、道路及び河川について、県と市の区分についてでございますけれども、笠間管内を通過する県管理の道路は、主要地方道が宇都宮笠間線ほか8路線、一般県道につきましては、友部内原線ほか11路線、さらには県が管理する国道355号が1路線、合わせまして22の路線がございます。

これらの道路につきましては、県が行うということになっておりますが、市道の取りつけなどに伴います交差点の改良などは市が行いまして、その後県が管理をするというような場合もございます。

また、笠間管内を流れる河川についてでございますけれども、県が管理する河川につきましては、河川法により規定されております1級河川片庭川ほか12の河川がございます。これらの河川は、県が管理を実施しておりますけれども、その他の市が指定している準用河川というものがございまして、6河川でございます。この準用河川は、1級河川片庭川、飯田川、巴川、それらの上流部の一部と桜川、飯田川に流れ込む支流でございまして、改修は市が行っているわけでございます。

また、行政区分によって優先順位による建設事業等が履行できない案件はあるのかというご質問でございますけれども、当然市と県で事業主体が異なりますので、そのようなことはあり得ると考えております。

しかし、市民の強い要望にこたえるためには、優先順位を変更してもらうなど県に強く要望するとともに、県と一体となって積極的に用地交渉をするなど、県と市の行政区分の垣根を越えまして努力することで改善を図っているところでございます。

次に、2番目の市内の主要道路整備状況ということでございます。それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

市内の幹線道路につきましては、各種補助事業や合併特例債を活用いたしまして、笠間市総合計画に基づきまして道路整備を推進しているところでございます。

まず、友部地区におきましては、友部1級12号線ほか2路線を道路整備交付金事業で実施いたしまして、さらには友部1級13号線ほか2路線を緊急地方道路整備事業で、また上町大沢線、南友部平町線につきましては、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業で実施をいたしているところでございます。

さらに、県の補助事業であります安全快適なみち緊急整備事業を含めまして9路線、延長としまして12キロメートル、事業完了までの概算事業費といたしましては46億円を予定いたしまして、合併から平成20年度までの事業費ベースで25億円を投じているところでございます。

次に、笠間地区におきましては、大淵飯田線ほか3路線を道整備交付金事業で、さらには才木友部線ほか2路線を緊急地方道路整備事業で、さらに来栖本戸線につきましては、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業で実施をいたしているところでございます。合計いたしますと、8路線で総延長が15キロメートル、事業完了までには概算事業費といたしまして約37億円を予定しております。平成20年度までの事業費といたしましては、約20億円を投入しているところでございます。

次に、岩間地区でございますけれども、現在用地買収を進めております都市計画道路東大通り線、日吉町古市線、これらにつきましてまちづくり交付金事業で実施し、さらには岩間八郷線、岩間1級12号線、これらにつきまして主要幹線道路として道整備交付金事業を活用しながら整備を推進しているところでございます。合計いたしまして、4路線で延長は6キロメートル、事業完成までの概算事業費が39億円を予定しております。平成20年度までの事業費といたしまして17億円を投入しているところでございます。

これまで測量調査、用地買収等で進めてまいりましたけれども、見た目にはあらわれておりませんでした。今後、岩間地区につきましては本格的な工事が着工してまいるといことになるわけでございます。

また、この道路整備とは別でありますけれども、岩間駅橋上駅舎、さらには自由通路等の整備といたしまして約10億円を計上いたしております。岩間地区に対しまして、合わせて約50億円近くの事業費を計上しているところでございます。

もう一度まとめて申しますと、旧友部地区では、9路線で現在まで25億円、全体計画としては46億円を計画しております。笠間地区につきましては、8路線で20億円を投入いたしまして、将来計画では37億円の事業費、岩間地区につきましては、17億円を20年度まで投入いたしております。最終的には39億円、これに岩間駅の関連事業を合わせますと約50億円の事業計画をいたしているところでございます。

次に、3番目の公有地の利活用と道路整備についてでございます。

一般的に、まちづくりの原点は基盤づくりであると思います。特に道路は、民有地、公有地にかかわらず、沿道土地の利便性と付加価値を高めるために欠かせないものであると考えております。公有地の利活用のためには、その土地の規模や立地条件を踏まえまして、土地の利用計画と合わせて適切な規模の道路計画を立てていく必要があると考えております。

また、民有地の買収を避けて、公有地の負担を優先にした上での道路整備は可能かというご質問でございますけれども、例えば道路を拡幅する際、道路わきの公有地があれば、民有地を買収せずに主に公有地に拡幅する方法、あるいは道路に大きなのりがある場合ののり敷に擁壁等の構造物を設置することで道路の有効幅員を確保する方法などが考えられますけれども、基本的には、公有地の形状、道路の法線や構造、さらには構造物を設置することと用地買収をする場合との経済比較、費用対効果、そういったものを総合的に検討いたしまして判断していくことになるかと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 8番西山議員のご質問にお答えをいたします。

森林湖沼環境税の導入により、制度上、同税が及ぼす地域住民間の行政不信について市担当者は理解しているかというご質問でございますが、茨城県では、平成20年度から森林湖沼環境税を導入し、森林の保全や湖沼などの水質改善のための施策の一部として、霞ヶ浦、酒沼及び牛久沼の水質浄化のため、下水道への接続補助事業を行う市町村に対し茨城県湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金を交付することになりました。

笠間市におきましても、県の交付要綱に基づき、平成20年度から下水道接続支援事業を導入し、接続率の向上を図ることになりました。

下水道接続支援事業は、平成20年度からの接続に適用するものであり、平成19年度中の接続者は補助金が交付されないという制度となっております。農業集落排水事業は、平成19年度中に枝折川地区及び岩間南部地区の2地区が供用開始の告示を行い、接続を開始しております。特に同事業は、土地改良事業と同様に計画時から推進協議会を組織し、事業を推進し、供用開始後は維持管理組合として速やかに接続がなされるよう早期接続推進を行っており、地区が一体となって進めてきた事業であります。

以上のようなことから、農業集落排水事業としまして平成19年度中に接続された方には補助金が交付されないという不公平な制度となっており、地区住民の皆様には行政不信を抱かれているものと思っております。

このような状況の中、先般、平成19年度の接続者にも補助が受けられるよう2地区の維持管理組合から要望書が提出されているところであります。



市としましては、農業集落排水施設接続支援事業補助金について、地域の一体性、公平性等を考慮し、現在、関係機関と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 8番西山議員の質問にお答えをいたします。

森林湖沼環境税には、市民団体の活動に対する支援の強化という目的が包含をされております。具体的に申し上げますと、県が県民参加による水質保全活動を促進するため、茨城県霞ヶ浦環境センターにおいて、軽トラックや刈り払い機など備品の貸し出しを行うものでございます。

さて、笠間市の地域性や地域の成り立ちから、特に必要性の高い環境整備と地域づくりということでございますが、笠間市では、笠間市環境基本計画の重点事業になっている循環型社会の構築に向けた取り組みや環境学習推進、市民環境活動促進事業などを行っております。事業内容といたしましては、環境イベントや環境フォーラムを実施し、環境に対する意識啓発活動を推進しております。また、環境保全には、市内にある多くの市民団体や地域コミュニティーのさまざまな活動が大切であると考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時15分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 再質問の前に、答弁についてもうちょっと簡単にわかりやすく答弁してもらえれば助かります。お願いしておきます。

進行上ちょっと逆になってしまいましたが、3番目の、今、市民生活部長の答弁についてなんですが、森林湖沼環境税というのは、今の答弁で聞きますと、県民運動ということなんですか。要するに、県が直接この環境税について県レベルの活動について何か補助をするということなんですか。そういう答弁に聞こえたんですが、私は単純に、森林湖沼環境税、当然、森林の面積なんかも含めて、人口なんかも含めて割り振りがあったと思うんですね。県民1人当たり1,000円ということですから、この税制度が導入されて、森林湖沼ということですから河川も含めた環境整備に、これは期待できる税の導入だと思うんですが、その中で市民活動に何か足しにならないかなというのが私の考えだったんですが、今現在、答弁の中では、県の何か活動について県民が参加した際に貸し出しをすとか何とか、そういうことがこの部分の促進と県民の意識のということなんですか。ちょっとその

辺、再度お願いしたいと思います。

それから、同じ森林湖沼環境税で、上下水道部長の答弁で、ご丁寧にも2回目の質問する必要がなくなってしまったような状況なんです、確認をしたいと思います。

この税を導入することで、下水道、農業集落排水事業のつなぎ込みに4万円の補助が出る。内訳は、2万円県が出しますよ、市が2万円出しますよということで4万円。ただ、この導入が、6月議会で承認されて、さかのぼって4月1日からということで、今、答弁ありましたけれども、20年度、つまり本年の3月31日付で下水道、農業集落排水の宅内工事をした人は対象外ということで、非常に不公平感が出てしまうということについて、答弁の中にも含まれておりましたが、もちろん要望もあったんでしょうけれども、笠間市としては、それを措置というか、フォローするという考えを十分持っているということでお約束できますよね。その点だけお願いしたいと思います。

続いて、道路行政のことですが、逆にになってしまいますが、公有地の利活用ということで、費用対効果が見込めるということも含めて、公有地を利活用していくということですよ。

道路については、よく農道なんか、すばらしい農道ができて、果たして必要かとなりますと、財源の問題とか、原資の問題とか、使い道が限られている費用を使うということで、どうしても地域住民に求められてない、あるいは優先順位が間違っている、優先順位が違う道路というのが整備されていることは多々あると思うんですね。

今回、公有地ということで、私、1回目の質問で、場所を特定してということでお話しましたが、実は岩間駅の西側に旧役場跡地、もちろん公有地ですね。公の施設が一つと、あと岩間商工会の施設があります。当然、岩間商工会、借地ということで利用しているわけですけども、実はあそこは一等地だと私は思っております。今回、線路から西側、常磐線から西側ということで考えてみますと、中央公民館の移転がありまして、合併後の合理化ということで、市民センターいわまというものが開設されまして、そこに図書館と公民館機能、あるいは子育て支援機能ということで複合されました。当然、支所としての機能が残っているわけでございますけれども、現在の中央公民館の跡地ということで、今後どのようにするんだという考えが、当然住民の間から出てくると思うんですね。

高齢化社会が進みますと、乗用車なんか乗って歩ける範囲というか、非常に狭くなってきます。それと、地域コミュニティの拠点とかボランティアの拠点だとか、そういうことに非常に交通の利便性が問われる時代になってきております。そういうことをかんがみまして、駅前の一等地にある旧岩間町役場跡地の利活用について、道路行政の部門から、今の交差点は非常に狭いというか、敷地が一段高くなっていますし、ちょっと交差点に危険性があったり、狭い感じがするんですが、何を言いたいかといいますと、あの公有地の部分にぐっと道路を広げて、もちろん歩道、車道と分けて、あの地域のよりどころになるように、公有地の跡地利用と道路行政をうまくリンクさせていただければなということ

が、一つ、考え方としてあったんですね。そこには、今、答弁に出たように費用対効果ということですから、それがどれだけの効果になるかということが大事だと思うんですが、地域住民が求めるのであれば、私は、たとえ箱物と言われようが、何かその拠点ができればいいかなと。その辺は市長に答弁いただければ結構ですので、よろしくをお願いします。

それと、市内の主要道の整備状況ということで、3地域、岩間地区が一番整備を進めているように、数字というか、予算というか、そういうふうに聞こえましたので、何かやぶへびになったような感じなんですけど、東側は移転補償だとかということで非常にお金がかかる部分なんです。まして自由通路というのは道路扱いということですから、非常にお金がかかってしまうということで、随分岩間地区にも目を向けているんだよというふうには感じましたね。集中していることですから、非常にお金もかかることでしょし、予算の配分というのはなかなかバランスが難しいのかなと思いました。

これは既に道路整備の状況が全員協議会の中でも示されているんですが、こうやって見ると非常に進んでいるかに思うんですが、なかなか道路整備の場合は、地権者の問題とか構造物の問題、いろいろな問題で足踏みしてしまう部分が出てくるのかなと、こう思うんですね。そういう中で、本来優先すべき部分として、市民が求める、それがたとえ狭い道路でも、主要幹線道路でなくても、狭い道路でも、いろいろな条件、今言ったようにのり面を活用したりということも含めて、前向きに検討していただきたいと思っているわけです。

そのために、今、バランス的なものをお話したんですが、どういうことかといいますと、合併して、合併したためにこの前の道路はきれいになったんだと、生活に密着した道路の変貌というか、変わりようが一番期待されるべきことだと思うんですよ。一つの大きいプロジェクトの中で、何十億という金を投じてということは、確かに素晴らしいことだと思うんですが、できれば、まだまだ生活用道路の整備がおくれているので、その辺を含めた質問をしたかったわけでございます。費用対効果ということだけでいきますと、なかなか優先順位が変わってしまうのかと。しかし、市民の要望に従っていくと、私は生活用道路の整備の方が優先されるべき部分ではないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

いよいよ行政改革「かさま判」ということで、「かさま判」というんですから、笠間だけのイメージということになると思うんですが、まさに権限移譲をいただいて財源がなければ、それは権限だけの話であって、当然、財源移譲というのは大事だと思うんですね。市長おっしゃるとおりだと思います。

しかし、地方は一生懸命切り詰めながらやっているんですが、国はまだまだ、この出先3万5,000人削減ということですが、公務員の削減ということですから、統廃合もあったり廃止もあったりということになるんでしょうけども、これはまだまだ先のことだと思うんですね。

私、なぜその話をするかということ、入札制度、公共事業の入札制度については、ややもすると大手ゼネコンが、国レベル、県レベルという中で、大手ゼネコンが自分たちの生き残りをかけるために、地方の小さい業者をつぶすがために、つぶすというのは語弊があるかもしれませんが、競争の原理に基づいて参入すべく入札制度が変わってきてしまっていると。それを事務ベースとして県や市が受けているのかなと。特に市の場合は、地域に直結しておりますから、そういう結果が出てしまうのかなと。

これはどういうことかといいますと、電子入札の制度、これは当然事務事業の見直しという部分では改革なんですね。簡素化する、煩わしいことをなくす、さらに不正をなくすと、こういうことだと思うんですが、電子入札を導入されますと、それについていけない事業所、当然そういう会社、法人ありますよね。出てくるんですよ。つまり小さいところはやめるということにつながってしまうんです。少なくとも公共工事については、事務手続上なかなかそこに乗れない、ついていけない。というふうになってきますと、おのずと答えは大きいところが小さいところをのみ込むような形、のみ込んでくれればいいですけど、のみ込まないで全くないがしろにしてしまう。こうなると、大きいところが残って小さいところはだめになってしまう、これは一番あってはならないことだと思うんですね。なぜかということ、ここは地方ですから、私は懸念するんです。

そういう中で、これは10月24日総務部長深澤悌二ということで、深澤部長の名前のもとに、笠間市議会議員各位ということで通知がありました。その通知について、その後全員協議会で説明があったんですか。私はちょっと聞いてなかったんですが、通知があったと。

内容は、入札参加の条件の改正ということですね。この改正については、1,000万円から4,000万円を市内に本店を有する者ということなんですが、これを1,000万円から6,000万円に、つまり2,000万円上げた、枠を広げたということなんですね。先に言っておきますけど、20年の11月1日、10月24日の通知なんですが、つまり11月1日からこれを導入するということなんですね。普通4月1日というのとは違うんですかね、行政の区割りというのは。なぜこういう事情でなくちゃだめだったか。

おもしろいのは、その下に「なお」ということで、平成20年9月12日には笠間市建設業協力会から地元業者育成のための要望書が提出されているところでありますということなんですね。これは業者と行政の間で決めた取り決めの中で、行政がそれをのみ込んで11月1日から施行したんだと。その後に、2枚目の概要なんですが、これは条件付き一般競争入札ということですが、予定価格が6,000万円以上1億円未満の建設工事であっても、工種工事内容によって地域要件が市内に本店を有する者になる場合もありますと、これは特例とつけているんですね。つまり4,000万円を6,000万円に引き上げた、これは地元だけに枠を広げたということなんですが、ちなみに1,000万円以上は条件付き一般競争入札ということなんです。

それで、この6,000万円から1億円未満というのは、市内及び市内近隣市町ということ

ですから、ぐるっと水戸市も桜川も石岡もずっとあるわけですね。それを含めてということですから、かなりの業者で競争の原理が働くだらうということだと思んですが、これを見ますと、条件付き一般競争入札の中で、今言ったように特例があると。まず、特例の説明をしていただきたい。2点ですね。日にちの問題、なぜ11月1日なのか。それから、6,000万円以上ということで、これは特例があったということ、この定義は一体何なのかと、時期と定義ですね。

それから、750点以上という、会社の信用度とか工事の技術力だとかいろいろ含めての点数なんですが、750点以上というのは実際市内には何社あるのかということ、これが3点目です。

もう一つは、この制度を導入したその後に、一番近いもので入札があったかどうか、結果が出たかどうか。さらに、今後その入札があるかどうか、そういう規模の入札があるのか。その部分、詳細をお願いしたいと思います。

それと、市長から出ました改革についての成果ということで、今言った事務事業の見直しという部分で、電子入札などの制度ということが出てくると思んですが、さっき言ったように国、県ということで、国の大手が生き残るような、こういう形をとっているのかなと、国レベルの。地方に進出して生き残ると、こういうふうに感じたので、改革というのは非常に痛みが伴うんだなというのが一つありましたね。

市長の答弁の中に、議会の解散によって2億何ぼとか、要するにお金の部分が節約できた、節減できたと、こういうふうなお話をしています。私は、議会の解散と、その改革、特に財源とか予算という部分のことは触れてもらいたくないですね。なぜかという、もうみんな断腸の思いですよ。合併後本当にわずかの間に解散をしなくてはならないという断腸の思いで、合併後の混乱の中で、きっちり地元、地域性を生かした活動をしようということで、腹をくくって53名の議員が一堂に会して新笠間市が発足したわけですから、それと解散した際の予算額、解散したことで2年という在任特例期間を圧縮したことでこれだけ浮いたんだということと、政治信条とは全く違うものだと思っております。事務ベースで物事は多分はかれない。

当然、市長も、県議会議員を長く、そしてまた初代市長として君臨しているわけですから、選挙の恐ろしさとか、逆に大切さとか、そういうことはわかっていると思うので、そこと予算を、例えば選挙が行われなかったから幾らとか、こういうことは事務ベースのことですが、要するに歳費とか報酬の問題ですね。そういうことを圧縮してこういうふうになったんだということは、余り私はその改革にそぐわないのかなというふうに感じます。それは一言申し添えておきます。

それと、改革で一番大事なのは区長制度、行政が広域になりますから、当然、各地区の区長さんを中心とする役員さんの働き、その区の地域住民の皆さんのコミュニティー結束、こういうことがこれから大事になってくると思います。その点で、私は、今、市長が各地

域でいろいろな事情を市民と接することで得ていることはすばらしいことだと思います。

その部分について、区長制度の強化、例えば強化となりますと、何か補助的なこと、何か手助けできること、そういうことを市はこれから前向きに考えているかどうか。その辺も、改革の一つとして、金を使わないじゃなくて、使って生かす、生きた金を使う、そういう予算を使うという改革の考え方を前向きに持っているかどうか。

区長制度が確立するということは、非常に地域住民としては心強いことなんですね。ですから、その部分を含めて、お金を使う、予算を使って改革をしていこうという部分があるかどうか、これをお尋ねします。

2回目終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをいたします。

まず、旧岩間町役場の跡地の活用についてでございますが、議員おっしゃるように、駅から非常に近くて、岩間地区の中心街に位置する約3反5畝ぐらいの土地だと思います。この活用につきましては、ことしの3月27日に議長名で私のところに、岩間支所庁舎利活用に関する要望という中の1項目に、旧岩間町役場の跡地について、地域の活性化に資するようコミュニティー施設の設置を望むというような要望が来ております。

その答えとして議長に回答したものについては、今後、市有地の活用計画等で方針を策定してまいりたいという回答をしております。現状では、その考えのとおりでございます。

8番（西山 猛君） 前向きですね。

市長（山口伸樹君） 今申し上げたとおりでございます。

それと、区長制度の件でございますが、各区長さんには、市の行政推進の上では大変いろいろご支援、ご協力をいただいております。各区長さんのご苦勞に対しましては、この場をおかりいたしまして感謝を申し上げたいなと思っております。

一方で、私も各区長さんと接する機会がございますが、やはり課題としては、区長の仕事が大変だと、特に大きくなればなるほど大変だというご意見をいただいております。また、なかなか地域の実情によって区長になってくれる方もいないというふうに聞いております。

それらの課題をどう解決していくかということは、議員は、経済的なというか、金銭的な支援ということをおっしゃっておりますが、私どもとしては、今の中でそういう課題はいただいておりますけれども、本格的にどう区長さんの活動を支援していくかというのは議論に至っておりませんので、そういう区長さんらの声を真摯に受けとめて、今後議論していきたいなと思っております。

入札については、担当部長から答弁をさせます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再度の質問にお答えをいたします。

まず、紛らわしい答弁で申しわけございませんでした。

この市民団体の活動への支援の対象でございますが、環境保全活動を行う法人、それから市民団体、教育機関及び行政機関、市町村が対象となっております。このような団体等が、湖沼、河川の清掃美化活動、それから保全浄化活動、それに環境学習活動などをする場合に、必要な機材等の貸し出しの支援を受けられることになっております。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 再質問にお答えいたします。

下水道接続支援事業についてでございますが、農業集落排水事業は、先ほど述べましたように地区が一体となって進めてきた事業であり、地域の一体性、公平性等の公益上の観点から、平成19年度に接続された方についても現在協議をしているところでございます。

また、公共下水道事業につきましては、平成20年度から接続された方を補助対象とすることと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、西山議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目は、旧岩間町役場庁舎のわき、両側の道路ということでございます。この道路につきましては、ご存じのように県道でございまして、現在、上吉影岩間線と、駅の方から来ます水戸岩間線という2本の県道になっているわけでございます。当然、県道ということでございますので、市の幹線道路ということで位置づけは高い道路であろうと考えているわけでございます。

現在は、岩間地区につきましては、駅東側の整備ということで、355バイパスに合わせます駅からのアクセス道路ということで重点的に進めているわけでございます。さらには、355の石岡地区の一部につきましても間もなく開通という兆しも見えてきている中では、将来にわたりましては、現在の岩間の市街地を走っている355が市道になるという可能性は十分考えられてくるわけでございます。そうした市の幹線道路とした位置づけの中で、この駅の西側の整備について具体的な協議をしながら進めていく必要があるのかなと考えているわけでございます。

また、公共用地を利用して局部改良ということは当然可能でございますけれども、例えばその中の歩道の部分を一部公共用地の部分をやるということは、ちょっと危険性もあるので、やるとすれば連続性を持ったものでやらなきゃならないのかなと。すなわち駅の西口から今の国道355号までつながるような歩道、あるいは上吉影岩間線であれば踏切のあたりまでつながるような歩道整備という連続性を考えなければならぬのかなと考えております。

いずれにしても、地域住民の皆様方の盛り上がりによりまして整備するような方向で考えることが大事なのかなと考えているわけでございます。

それから、生活道路についてでございますけれども、現在の生活道路の実態、あるいは要望について若干触れさせていただきますと、現在、20年度で120本ほどの地元からの要望がございます。事業費にしまして概算で12億円ほどの事業費がございまして、毎年約100件ぐらいの要望がある中で現在処理をしているところでございます。

市民が求める道路というのは、我々が計画している道路以外に、高齢化社会の中では当然必要な道路が多くあろうかと考えております。

まず、その中で大事なのは、住民の皆様方の意識の改革が一つ必要なのかなと感じております。当然、4メートルの道路というのは市道の基準になっておりますけれども、そのほかに地域の皆さんが一緒になってこの道路をつくらうという意識が、まず大事な一つの問題なのかなと考えております。

失礼な言い方かもしれませんが、よく言われることの中で、市道に土地を取られたというような言い方を市民の方でされる方がおりますけれども、そういう考え方じゃなくて、土地を提供して市に道路をつくってもらった、つくらせた。そういう地域の住民が行政を動かしたというような意識づけのもとにやっていただければ、限られた財源の中から優先順位もそれなりに上がってまいりますし、そういう中で整備をしていくことが可能であろうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 西山議員からの入札制度につきましてのご質問にお答え申し上げます。

さきの定例議会の中でも入札制度について申し上げましたとおり、今後とも改善すべき点があれば、逐次改善していくと答弁させていただいたところでございますが、条件付き一般競争入札の場合の地域要件につきましては、従来は4,000万円未満の工事等にあつては市内に本店を有する者としていたものを、本年11月から6,000万円に改正をいたしたところでございます。

また、予定価格が6,000万円以上1億円未満の建設工事であっても、工種工事によっては、例えば市内業者で十分施工可能だというものにあつては、地域要件を市内に本店のある者にする場合もあることなども明確化したところでございます。

これらの改正の趣旨でございますが、世界的同時不況が進行している中において、地域経済の中核的役割を果たしている市内建設業界においても極めて深刻な状況にあることをかんがみ、市内業者の育成、地場産業の振興を図る観点から所要の改正をしたものでございます。

また、8月29日の経済対策閣僚会議で決定された安心実現のための緊急総合対策に基づ



き、9月12日に総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官より、各都道府県知事を介して、市区町村に対し、建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を速やかに講ずるよう要請も来しているところでございます。

それから、市内業者数750点以上の業者は何社あるかということでございますが、12社でございます。今まで、改正後行った入札等があるかということでございますが、11月21日に1件ございます。また、これから12月24日入札予定が1件でございます。

以上でございます。

8番（西山 猛君） 時期と定義、言ってないでしょう。

議長（石崎勝三君） 何か答弁漏れがあるそうですよ。

総務部長（深澤悌二君） 先ほども申し上げましたように、11月にしたのは、早急に行った方が地域経済のためには効果があるという判断から行いました。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君、最後の質問です。

8番（西山 猛君） わかっています。

市長にちょっと苦言になってしまうかもしれませんが。議会で議長名であったからというのは、一般質問に「あんた、もう前に言ったでしょう」というのと一緒ですよ。私は、ここで一般質問として質問しているんですよ。それで前向きな答弁をいただきたい、前向きな考えがあるのかということを知っているわけです。ただ、前にこういうことがありましたというのでは、それで話終わりじゃないですか。一般質問することないでしょう、そうしたら。まず1点。

それから、入札制度、条件付き、これはそんな緊急性があることだったんですか、11月1日からやらなくちゃならないというのは。まして9月12日は地元の業者から突き上げ食ったんだか要望があったんだかわかりませんが、そういう事情があった。その後すぐ入札があったわけですね。これからまた12月24日にあるわけですね。これは地元育成になるんですか。まして12社というのは限られているわけでしょう。12社の指名と一緒にじゃないですか。条件付き一般競争入札といたって、指名と一緒にじゃないですか。違いますか。750点以上で12社と決まっていれば、それは指名じゃないですか。幾ら電子入札をしようが、一般競争入札の中でやっぺいようが、指名入札と一緒にじゃないですか、12社の。私はそう思いますが、いかがでしょうか。

もっと突っ込んで言えば、今度新たな事業が、予定価格8,920万円というのが友部駅前広場整備ということでありますけれども、これ12月24日、12社のうちのどこか取るんですね。それ、もしわかっていたらどうしますか。単純にこれが制度改革だなんてとんでもない、地場のための制度改革だなんていうのはとんでもないと私は思っているんですよ。これは不公平きわまりないですよ。何の根拠もないですよ。地元だからできるとかできないとか、特殊な工事だからだめだとか、そういう問題じゃないと思いますよ。

ましてこういうものは、やはり議論して、これだけの議員が地元の選出で、またその地域地域のかかわりもあるでしょう。これだけの28名の議員がちゃんといるんですよ、ここに。にもかかわらず、こうやって説明して、こういうわけですよという報告で、こういう大事なことが……。

じゃあ、これ何なんだと。6,000万円以上が地元で取ってもいいんだよという部分がこれだけで通るんですか。世界の経済の情勢とか、国の政治の状況だとか、業者の事情だとかそういう問題じゃなくて、「かさま判」を教えてほしいんですよ、「かさま判」を。末端で小さい業者でも一生懸命やっている業者いっぱいいるんですよ。そういうところを救ってこそ行政改革というんですよ。制度改革というんですよ。これは大きいところを残すだけでしょ、談合させて。違いますか、談合できますよ、12社ですから。

じゃあ現実には、今言った7,317万4,500円というやつですね、入札があったというのは。これ何%ですか、96.12%ですよ。これいつからでしたっけ、1,000万円以上の条件付き一般競争入札やった64件、このわずかな期間にあるんですが、中には67%とか、69%とか、70%切っているような結果もあるんですよ。この差は何だといったとき、明らかに談合じゃないですか、はっきり言いますけど。

私は、このことをちゃんと通告して、全部を通告して、入札のこともきっちり答弁求めますよと、こう言っているわけですよ。世界情勢がどうだとかの問題でない、笠間の問題を聞いているんだよ、おれは。そこをわかってちょうだいよ。そうしたら、この結果は何だと言っているんですよ。

じゃあ、これから友部の駅前のこの工事、落札業者が決まったらどうしますか。この制度は大変な問題があった制度になってしまうんですよ。そういうことですよ。12社の指名競争入札と一緒になんですよ、言葉は違うけども。わかりますか、その点、よくもう一度、部長、答弁きっちりしてください、そこを。なぜ11月1日からになったか、そんな緊急性がどこにあるのか。じゃあ、またすぐ変えるのか、今度は議員に騒がれたから、議会から要望出たら変えるのか、こういうことでしょう。

そんなにぶれちゃだめだって。地元で本当に大変な思いをしてやっている業者さんいっぱいいるの、我々もそうかもしれないけども、報酬の日、給料日にはきっちり1日もおくれませんよ。1カ月ずれて給料もらっている人もいる。払えない方もある。そういう思いの中で、どの部分でどういうレベルでこの制度に切りかわったか知りませんが、そんなに一部の業者さんを大切にすれば、一部の業者さんと一緒に笠間市づくりをやったらいんじゃないですか。私はそう思いますよ。

このざま見てくださいよ。議会も何も軽視どころじゃないですよ。私はそういうことを思っております。

議長（石崎勝三君） 西山君、時間が過ぎました。

8番（西山 猛君） 最後になりますけれども、たとえ私がかやの外になろうとも、私

の後ろには笠間市民、良識のある笠間市民がいますと思っています。それをご報告いたしますよ、良識ある笠間市民がいますということ。よろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） 答弁、総務部長深澤悌二君。

総務部長（深澤悌二君） 再度の質問にお答え申し上げます。

先ほども改正の理由を申し上げましたとおり、地域経済が疲弊する中にあるのは、当面の措置として、改正したことについては適切であると考えております。

また、近隣の市町村の状況を申し上げますと、一例を申し上げますと、隣接市町では、石岡市におきましては9,000万円以上の工事であっても市内に本店のある者、また水戸市等においても1億数千万にあっては市内に本店を置く者ということでございまして、笠間市の業者は他の市には参加できないというか、笠間市は4,000万円を上限にしておりましたので、他の市町の業者については笠間市に参入できると、そのような状況でございました。そういう中で、今回、地域経済の活性化、地元建設業の育成という点にかんがみ改正をしたところでございます。

それから、先ほど入札の落札率が高目に出ているのではないかとございまして、客観的に見まして、今後高目の落札率が続くというようなことがあれば、経済状況、近接市町村の入札状況等を十分調査しまして、改善すべきところがあれば改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時56分休憩

---

午後 零時58分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番議員町田です。

さきに通告しました岩間地区下安居の十字路のバイパス計画について、2、少子化、子育て支援についての2点を一般質問いたします。

最初に、県道石岡城里線、岩間地区下安居の十字路のバイパス計画ですが、約13年前、地元地権者と土地改良区、県土木課と何回か話し合いがなされたが、その後の進捗状況をお伺いします。

2点目、少子化、子育て支援について。子育て支援として、笠間市に住所を有する出生子の母または父に、第1子と第2子につき5万円、第3子以降は10万円の笠間市内で使用できる商品券を所得制限なしで交付してはどうか。もし実施したらどのぐらいの金額になるか。また、現在、笠間市では小学校入学前までの医療費が無料だが、所得制限により

無料でない世帯がある。所得制限を撤廃してはどうか。所得制限により医療費が無料でない世帯は何世帯あるのか、お尋ねいたします。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、町田議員の県道石岡城里線のバイパス計画の進捗状況についてのご質問にお答えをしたいと思います。

このバイパスにつきましては、平成19年第2回の定例会でもお答え申し上げておりますけれども、茨城中央工業団地の主要なアクセス道路として平成9年3月に都市計画を決定した後、県の財政状況などによりまして事業化のめどが立たない状況になっているものでございます。

しかしながら、茨城中央工業団地にイオンが進出した場合には、石岡城里線の交通量も相当程度増加し、一層交通の混雑が懸念されますことから、市といたしましては、県に対しまして早期に整備が図られるよう強く要望をしてきたところでございます。県におきましては、大洗友部線の北側の一部について、イオン進出の状況を見ながら着手してまいりたいということでございます。

今後とも、当バイパスの促進を図り、下安居地区を含む大洗友部線の南側区間につきましても早期に着手していただけるよう、引き続き県に対しまして強く要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 23番小園江一三君が着席をいたしました。

福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 17番町田議員の質問にお答えいたします。

子育て支援として、母または父に対し、第1子及び第2子の出生時に5万円、第3子以降は10万円の支給をしてはどうかとのご質問でございますが、県の調査によりますと、名称、支給金額、支給方法などそれぞれ違いがありますが、質問のように3人目以降、あるいはすべての子に対し、出産奨励金あるいは出産祝い金などの取り決めを行っている事例は11市町でございます。出生時において子どもに対して支給しているのが4市、第2子以降の出生児から支給している町が1町、第3子以降の出生児から支給している市町が5市1町でございます。また、本年度から廃止した市が1市ある状況でございます。

このような子育て奨励金などの制度を導入してきた全国の地方自治体の最近の状況によりますと、財政難や出生率改善の効果が図られないなどの理由により、制度を廃止する動きが見られてきている状況であります。このようなことから、当市といたしましても、当面実施する考えはありません。

2番目のもし実施したら1年間にどのぐらいの金額になるかとの質問でございますが、

第1子、第2子、第3子のそれぞれ出生数を抽出し算出したもので、19年度の年間出生数は616名であります。第1子は301名、第2子が219名、計520名に対し5万円を支給した場合には年間2,600万円であります。第3子の96人に対し10万円を支給した場合、年間960万円の支給となります。1年間の総支給額は3,560万円となります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 町田議員のご質問にお答えをいたします。

所得制限を撤廃してはどうかとの質問でございますが、当市におきましては、受給者の所得制限につきましては茨城県の基準で実施しております。当市の単独助成事業においては、他市町村に先駆けて、乳幼児の受給者だけでなく、妊産婦、重度心身障害者、母子・父子家庭の受給者に対しても、外来、入院、入院時食事代の自己負担分について助成をしております。県内では、受給者への単独助成事業は他の市町村より充実しており、所得制限撤廃によるさらなる事業の拡大は考えておりません。

次に、所得制限により医療費が無料でない世帯は何世帯あるかとの質問でございますが、12月1日現在で、384世帯496人の方が所得制限により非該当となっております。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問いたします。

下安居地区の道路の件なんです。流通団地内のイオンが、先ほどお答えいただいたんですが、イオンは、現在の経済の情勢を見ると、進出することにはなっておりますが、現在どのような進捗状況か、お尋ねします。

それから、子育て支援でございますが、ここに参考資料がございます。これは山形県南陽市、人口が3万4,873人、世帯数が1万934世帯でございます。それで、子育て支援宣言都市という形で参考資料がございますが、先ほど申し上げた出生時のときに第1子及び第2子は1人につき5万円、第3子以降は1人につき10万円の商品券を交付すると。それから、就学前児童を対象に、県単事業の上乗せとして、所得制限を撤廃し医療費を無料化する。その他いろいろの支援がございまして、第3子以降の児童が保育施設等に入所しているとき1人につき月額3,000円を交付する。また、第4子以降の児童が保育施設等に入所しているとき保育料等相当額を交付すると。こういう10項目ぐらいの資料があります。

市長は、来年は少子化、子育て支援を重点目標にするというお話を前回のときしたのですが、これどうなんですかね。

先ほど言った小学校に入るまでの所得制限の撤廃、これは私のところにも、市として実施してくださいと要望が来ております。決して私は自分のつくりごとでここで質問しているわけではないんです。私にはそれだけの権限はないから、市長室へ行って直接談判してくださいと、こう申し上げたんですが、いや、あんな偉いところには行けないというよう

な形で、私がきょうまた代弁している。これ2回目です、所得制限の撤廃。

先ほどいただきました中で、一つ、この所得制限の限度額、例えばここに資料が出てきたからお尋ねしますが、1,000万円以上は何世帯、900万円以上は何世帯、800万円以上は何世帯、700万円以上は何世帯、600万円以上は何世帯と、こう細かく資料をお願いしたいと思うんですが、無理ならいいですよ、後で届けてくれれば。

ただし、1,000万円、900万円、800万円収入のある人は、それだけ税金も納めているんですよ。それで、確かに、前のときも言ったんですが、病院に行って、ここの家庭は子どもが3人なんですね。女ばかり2人できて、最後に男ができて喜んでいただけ、これはサラリーマンで、その所得制限といたって幾らでもないと思うんですよ、サラリーマンなんですから。残業だ何だと稼いで、恐らく400何十万円以上なんだから500万円か600万円の収入だと思うんです。4人も子どもをお産みになっている家があります。実際に病院に行って、1人の子どもが風邪を引けば、必ず3人一度にかかります。小児科の病院は高いんですよ。

だから、本当に市長、少子化、子育てを、口先ではなく、実際に市長が「じゃあ、やろうじゃないか」と。皆さんも、今まで何回か一般質問で、市民の代弁者として、私たちは代弁者ですから。ただ質問を受けて、答えて、あとは知らんぷり、そういうのではなく、1回の質問に対して、年間を通して、これこれの質問に、これこれがいいことだと、持続的なお話し合いをして。これは市長の持論ですから、市長から少子化対策についてお願いしたいと思います、子育て支援。

議長（石崎勝三君） 市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の少子化、子育て支援策についてお答えをさせていただきたいと思います。

少子化対策は、この20年度の予算から重点事業として取り組みをさせていただいておまして、先般示せさせていただいたとおり、21年度も引き続き重点事項として取り組みをしていく予定になっております。

所得制限の撤廃については、いろいろな考え方あるかと思いますが、私は現行どおりで実施を継続していきたいと思っております。

ただ、少子化対策、今後の必要性というのは、町田議員と同じように私も十分認識をしております。そういう中では、子どもを産んで育てる過程のどこに重点的に支援をしていくのかということが、私は重要だと思っております。子どもを産む前提としては、出会いがあって、結婚があって、妊娠があって、出産があって、育児があって、教育があるわけございまして、町田議員のおっしゃるのは、その出産のところの重点だということだと思いますが、このどこに支援をしていくかということは、よく議論を深めて実施をしていきたいと思っております。

先般、市政懇談の一環として、ちょうど子育てしている世代の皆さんから、いろいろな懇談の中でご意見がございました。今おっしゃるように医療費の無料化、これを今の小学校に入る前までのを小学校3年ぐらいまでに引き上げてくれという意見もございました。さらには保育料を軽減をしてくれ、さらには教育費に援助をしてくれと、さらには子育て支援センターというものをしっかり各地区へつくって行ってくれと、いろいろな意見があったわけですが、こういう意見も含めて、来年度こうしていくというのはまだ決まっておらず、今、議論をしている最中ですが、少子化、子育て支援については、先ほど申しましたように21年度も引き続き厚みを加えていきたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 17番町田議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

茨城中央工業団地笠間地区へのイオンの進出の見通しについてお答え申し上げます。

イオンは、ことしの1月末に進出予定事業者として決定されて以来、二つの高速道路の結節点という立地環境を最大限に生かした特色ある事業計画とするため、広域的な商圈を考慮したさまざまな検討を行っている聞いておりますが、金融危機などの影響による景気の後退のため検討作業が難航し、事業計画の策定がおくれているようであると、県から聞いているところであります。

笠間市としても、イオンは公募に対し強い進出意欲を持って応募したこと、また複数の企業の中から事業者として決定されたこと、さらに地元の進出期待も大きいこと、それらから、県を通してイオンに対しまして、現在、進出効果のある計画を早急に策定し予定どおり進出するよう要請しているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 最後の質問になりますが、市長は所得制限の撤廃はない、しないという最初の言葉がありましたね。では、その所得制限を撤廃しないという根拠は何かと。信念があるんでしょう、恐らく。

なぜかという、東海村、中学校卒業まで医療費無料、県内2番目。神栖町では1番目なんですね。東海村では中学校卒業まで医療費無料、もちろんこれ所得の制限はありません。本来医療費は上も下もなく、子どもを育てる親には、根本的な理想は、やっぱり所得の制限がない、それが常識なんです。私らに言わせれば、これは差別ですよ、差別。

同じ子どもを育てる家庭で、隣の患者の子どもは会計のところ無料、私の子どもは同じ病気がかかって3,000円、これは同じ親として、子どもを持つ親として、非常に違和感を感じますよ。将来的にせめて検討するとか、前向きなたたき台にするとか、私たち議員の質問に対しては、はなから聞かないというような、どんなすばらしい意見を述べても。

そういうことはないと思うんですが、前向きな答弁を一回でももらったことはないんで

すよ。よく検討しますとか、そういう言葉一つ言ってもらえるだけでも、質問者は安堵の色で席へ戻るんですよ。だから、こうやって最後の質問で顔赤くなるわけですよ。

いいですか、市長。これはだれも同じですよ。だれも笑顔で執行部と議会がお話し合いをするような形で。「おもしろくない」、「じゃあ、帰る」と、前の人も何か顔色変えて退場しましたが、私もそういうことになるのかなと思うんですが、最後の質問ですから、腹をくくって答弁をお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

町田議員のおっしゃることは、少子化支援対策として必要だということは重々わかりません。町田議員の意に沿わない答弁であろうかと思いますが、所得制限については引き続き現行どおりで行っていきたいと思います。

私どもとしては、笠間市の場合は、所得制限の撤廃をするということよりも、幅広く妊産婦とか、乳幼児とか、ひとり親とか、障害者とか、そういうものに幅広く限られた予算を使っていきたいと考えております。

例えば19年度実績で所得制限を撤廃した場合、1,600万円ぐらいの増額の予算措置が必要になることが予想されます。

先ほど申しましたように、少子化対策に力を入れていくという考え方は変わりはありませんので、お金をどこにどう使うかということは、よく検討して実施をしていきたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 先ほどの所得制限の件数でございますが、ちょっと資料がございませんので、調べて後でお知らせをしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 町田征久君の質問を終わります。

次に、4番野口 圓君の発言を許可いたします。

4番（野口 圓君） 4番野口 圓です。

通告のとおり質問させていただきます。

最初に、定額給付金についてですが、緊急保証制度と一緒に伺いたいと思います。

アメリカのサブプライムローンの破綻から発生した金融恐慌が世界中に広がり、日本の花形産業である自動車メーカーも大幅な減産に陥っています。100年に一度と言われる不況のあらしが庶民の生活や実体経済に吹き荒れるのも時間の問題と言われております。

このような中、政府・与党は、新たな経済対策の柱として、総額2兆円に上る定額給付金と、1次補正予算で9兆円、2次で30兆円にも上る緊急保証制度を行おうとしております。



そこで質問いたします。

- 1、金融危機による市民への影響を市長はどのように認識されているでしょうか。
- 2、定額給付金については、どのような見解を持っておられますか。
- 3、恐らく本年度中に定額給付金を実施されると考えておりますが、スピーディーで遺漏のない万全の準備が必要と考えますが、いかがでしょうか。
- 4、この金融危機による笠間市地域経済への影響、中小零細企業への影響をどう認識されておられるか、お伺いしたい。

次に、水道料金の問題ですが、先ほど笠間市水道事業基本計画の中で、料金の統一について計画をされております。競争原理が働くものについては、適正な価格が保たれますが、競争原理が働かないものに関しては、どんどん値段が上がっていきます。諸物価がデフレで下がっているにもかかわらず、公共料金は上がり続けております。そんな中で、競争原理を取り入れた電話の通話料は確実に下がっております。また、一部市場を開放した電気料金も下がりました。

水道料金は、この競争原理が働いておりません。かつては、価格を決定する方法が、原材料費プラス加工費、プラス利益とその合計金額で価格決定がされておりました。笠間市水道事業計画の料金決定に至るプロセスも、この図式でございます。しかし、今は、まず先に価格が来ます。市場でこの商品が幾らなら買ってもらえるかが先決なのであります。先に価格を決めて、どうしたらその価格で売するために原材料費や加工費を圧縮できるかという、逆向きの流れになっております。当然、知恵を絞らなければならないし、また経費を極力抑える努力も必要であります。その結果が、料金という形であられるわけであり

ます。

笠間市の水道料金は、1立米当たり笠間水道が225円、友部水道が177円、岩間水道が185円ですが、決して安い方ではありません。

ちなみに、県内では水戸市が150円、日立市が132円、石岡市が165円、つくば市が130円、本当は高いのもあるんですけども、東京都は163円となっております。

水戸市に倣って150円にする必要はなくても、せめて一番安い友部水道の料金で統一されるのが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

4番目、認知症サポーターの件でございますが、茨城県では既に認知症サポーターの活動を始めております。「認知症フォーラムinいばらき」が、2005年11月につくばで開催されました。我が笠間市ではまだ取り組んでおりませんが、フォーラムを開催するなど取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

第1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをいたします。

初めに、金融危機による市民への影響をどう認識しているかということでございますが、金融危機については、サブプライムローン問題を背景にしたアメリカ発の金融危機が国際的に広がり、日本においても、株の暴落や大手企業の破綻により景気が低迷し、地域経済にも大きな影響が及んでいるところでございます。地域経済の停滞は、雇用や所得など地域住民の暮らしを直撃し、それが個人消費の低迷を招き、地域経済全体をさらに低下させているなど、市民に先行きの不安感を増大させているものと認識をしております。

次に、定額給付金についてでございますが、定額給付金は、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、国の追加景気対策として地域経済対策に資することを目的に住民へ給付されるもので、地域経済の活性化につながるものと期待をしております。政府が方針を出した以上、早期実施をされることを望むところであります。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

〔市長公室長 塩田満夫君登壇〕

市長公室長（塩田満夫君） 4番野口議員のご質問にお答え申し上げます。

定額給付金について、プロジェクトチームを立ち上げるなど万全の準備が必要と考えるのがいかがかというご質問でございますが、本市におきましては、12月1日に定額給付金にかかわる庁内関係課による検討会を開催しております。現時点での課題検討やプロジェクトチームの設置等について協議を行ったところでございます。

また、今月の3日には定額給付金事務説明会が県庁の方でございまして、事業のたたき台が示されたところでございます。定額給付金の支給につきましては、通知、申請、給付のそれぞれの事務において、簡単でわかりやすく、かつ確実に迅速な方法とする必要があるため、多くの課題はございますが、今後の国の動向を見ながら、庁内関係課で連携を図り、スムーズな事務が実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、振り込み詐欺についてでございますが、4月の「広報かさま」の「お知らせ版」によりまして、定額給付金の給付を装った振り込み詐欺や個人情報の詐欺への注意呼びかけを行ったところでございます。今後、給付時期には多くの危険が予想されますので、警察や金融機関などとの連携、情報の交換によりまして対策を図るとともに、さらに国や県の情報をもとに市報やホームページへの掲載を行いながら、振り込み詐欺等に対する万全の対策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 4番野口議員のご質問にお答えいたします。

水道料金についてでございますが、現在、安全な水を安定して供給し続けるため、平成

22年度事業統一に向け、厚生労働省へ提出する認可申請書の作成を行っているところでございます。

認可申請は、各工事を含めた事業計画や健全経営に沿った財政計画を作成し、今後の笠間市水道事業としての事業全般を申請するものでございます。そうした事業計画、財政計画により水道水を供給する際にかかる経費が給水原価であります。

その給水原価に対して、健全な経営をするために設定するものが料金でございます。水道料金の策定時には、水道運営審議会、議会等のご意見をいただきながら、能率的な経営のもとにおける適正な料金設定をまいります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長岡野正三君。

〔福祉部長 岡野正三君登壇〕

福祉部長（岡野正三君） 4番野口議員のご質問にお答えします。

認知症サポーターとは、市が開催する約90分の認知症サポーター養成講座を受講すれば、どなたでもサポーターになることができるものでございます。サポーターには何かを特別にやってもらうものではなく、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者となるものでございます。

認知症サポーターについては、厚生労働省が推進している認知症サポーター100万人キャラバンがあり、茨城県でも、9月の認知症を知る月間を中心に、年間を通し認知症サポーターの養成に取り組んでいるところでございます。

認知症は、社会的にも大きな問題となっており、当市でも、認知症の理解を深めていただくため、昨年度、友部公民館、笠間支所及び岩間公民館において、ボランティアの方々約300人に対し認知症ケア研修会を開催し、本年9月には、笠間公民館において、一般市民、民生委員、児童委員やボランティアの方々約200名の参加のもと、「認知症を正しく理解し、私たちができること」と題した講演会を行っております。平成21年度以降も、認知症の理解を得るために積極的に進めてまいりたいと思います。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） 定額給付金については、今、テレビ等で矯めにする報道が非常に目につきます。その中で、地方に丸投げという表現で批判をされている部分がございます。その定額給付金を給付するのに所得制限を設けるか設けないかという、この部分を地方の裁量にゆだねただけだと私は考えているんですが、実際は丸投げでも何でもないと思うんですが、市長のお考えは、この丸投げという批判をどう受けとめられているか。

2点目は、笠間市においてはこの所得制限をどのように考えておられるか。定額給付金の給付に関して。

3番目が、本年度3月までに実施が、経済的な効果として考えると極めて重要であると考えますが、スタートさせたということで、広報で呼びかけるという方法だけでなく、具

体的に、こういう形にしたら多分こういうふうに出てくるだろうと。だったら、こういうふうにやっ払いこうという、具体的な対策も練っていただきたいと思います。

金融保証制度ですけれども、地方自治体には地域経済を担う中小企業を守り抜く大きな責任があると思います。笠間市独自の中小企業支援策、今までも金利保証ですとかそういったものがあつたと思うんですが、具体的にちょっと教えていただきたい。

また、この年末、年度末に対応する支援策があれば、それもお伺いしたい。非常な勢いで、今、倒産件数がふえております。

水道料金の件なんですけれども、適正な価格でというご回答でしたが、全国的にも値上がりしております。大体、20年前と比較しますと2倍になっております。全国平均が2倍になっております。この間の消費者の物価指数は30%の上昇ですから、やはり水道料金の方が大幅な上昇というふうに言わざるを得ません。素人目に考えているだけですけれども、経営努力が足りないのではないかなと思います。山口市政の目玉政策の一つとして、この水道料金の統一にも、市民は非常に関心を持っておられます。一体幾らになるんだろう、また上がるのかなというふうな思いで見っておられます。インパクトのある料金を提示されてはいかがかと考えますが、いかがでしょうか。

認知症フォーラムの方は、私が窓口で伺つたところは、余り具体的な説明がいただけなかったので、スタートしてはどうかという質問にしましたけれども、スタートされているということで、頑張つていただきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 定額給付金の件でございますが、所得制限は設けません。それと、地方に丸投げしているという批判をどう受けとめるということでございますが、私としては、国が方針を決めた以上、そこまで国の方に決めていただいた方がよかつたのかなと思つております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長塩田満夫君。

市長公室長（塩田満夫君） 野口議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほど振り込め詐欺のところでお答え申し上げましたときに、広報によってお知らせをしているというところで、「4月」というふうに申し上げましたのは、今月の「4日」の間違いですので、おわびして訂正させていただきたいと思つています。

全般的に、どういふふうにこの給付金を提示していくか、支払っていくかという一連の流れにつきましては、総務省で今作業中でございます。その辺を受けまして、笠間市の方としては、今申し上げました振り込め詐欺の対応につきましても、今後の対応ということで、庁内で検討会を設けながら全庁的に対応していきたいと思つております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 野口議員の2回目の質問の中で、緊急保証制度につきましてお答えしたいと思います。

現在、市におきまして、国の施策として実施しております緊急保証制度であるセーフティネット融資活用のために、現在、認定申請を行う企業数が、今年度8カ月で既に83件、昨年度の年間件数は64件で、これらを超えております。市内中小企業への影響についても、世界的な金融危機に関連し、かなり厳しい状況であることは、マスコミや経済紙などの情報のほか、金融制度に関する申請状況からも、他の地域同様に企業への影響が大きいと認識しております。

原因としては、世界的な原油高騰の影響による食料価格高騰のほか、サブプライムローン問題などが重なりまして、食料や飼料などの原材料高騰により、農林水産業者や中小企業者など、価格転嫁が困難な立場にある生産者の活動が大きな打撃を受けていることは感じており、さらなる支援について国及び県の制度活用により、一層の情報提供が必要と考えております。

10月から実施しております緊急保証制度につきましては、保証の対象となる業種の拡大と融資の上限額の増加及び新たな要件の追加などの改正が行われ、中小企業の資金繰りの支援制度に関しまして、今年度分として、12月5日現在、83件の申請受け付けを認定しております。保証に関しては市の認定が必須条件となっております、経済状況の悪化を肌で感じております。

この制度は、県の制度としても創設しており、資金繰りを応援する制度として、中小企業が有効に活用することにより経営の安定を図れることを期待しております。市においても、国、県の制度を有効活用し、保証協会、商工会、金融機関と連携をした取り組みについて推進をしたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 水道料金の統一に統一の再質問についてお答えいたします。

水道事業の経営は、独立採算制の原則から、給水サービスの対価として得られる給水収益にて管理運営がされております。そのようなことから、さきにも述べましたように、事業計画や財政計画策定に当たりましては、公共性、経済性及び社会情勢等十分考慮し、地域住民の福祉の増進に努めることを前提といたしまして、水道運営審議会や議会等のご意見をいただきながら十分審議をしていただきまして、料金の策定に当たりたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圃君。

4番（野口 圓君） ありがとうございます。

世界では、この10年、そしてさらにこの2年で給付付きの減税というのが多くの国で実施されるようになっております。従来の景気対策は減税が中心だったわけですがけれども、昨今では、この減税の恩恵にあずからない人々にもあわせて給付することが経済効果が非常に大きいということで、大事だということになっております。この給付付き減税が、アメリカ、フランス、オランダ、イギリス、カナダ、韓国などで実施され、またこれからされようとしております。世界の新たな景気対策の仕組みになっております。

あるシンクタンクでは、今回のこの定額給付金の経済効果として、国内総生産を0.4%も押し上げるとはじき出しております。ともあれ着実な、そしてスピーディーな給付金の支給に万全を期していただきたいと思っております。

緊急保証制度ですが、中小企業は全国に420万社あって、日本企業の実に99%であります。従業員数も7割を占めております。信用保証協会が100%保証する緊急保証制度がこの10月31日からスタートいたしまして、対象業種も、公明党の強い主張で、185種から618業種まで大幅に拡充しております。この経済危機を一丸となって乗り越えていきたいと思っております。

山口市長の政治的手腕と地道なご努力には、深く敬意を表します。しかし、政治は非常に残酷です。成果主義であり、結果主義であります。大事な大変なときに市長になったとあきらめて、すばらしい結果を残していただきたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午後1時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 須 藤 勝 雄

署 名 議 員 竹 江 浩